

○北海道後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

制 定 令和4年1月28日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和3年北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権管理事項)

第2条 条例第5条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第6号で規定する広域連合の債権（以下「広域連合の債権」という。）の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (3) 広域連合の債権の額
- (4) 広域連合の債権の発生及び徴収の履歴に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合の債権の管理の状況を把握するため広域連合長が必要と認める事項

(督促後の期間)

第3条 条例第7条の相当の期間は、1年とする。ただし、督促をした後1年以内に同条の規定を適用することが広域連合の債権の保全に必要と認める場合は、この限りではない。

(履行期限後の期間)

第4条 条例第8条第1項の相当の期間は、1年とする。ただし、履行期限後1年を経過することなく、同項各号に該当することが明らかである場合は、この限りではない。

(徴収停止後の期間)

第5条 条例第13条第6号の相当の期間は、1年とする。

(議会に報告する事項)

第6条 条例第14条の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の額及び件数
- (3) 債権を放棄した事由
- (4) 債権を放棄した日

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。